

令和2年度第5回沼田市教育委員会会議録

1 期日

令和2年8月24日（月）

2 場所

テラス沼田庁議室

3 出席者

横坂隆司教育長、飯田富美子委員、平形昇委員、中村俊生委員、高橋昭紀委員

4 沼田市教育委員会会議規則第19条第3号による出席者

諸田勝教育部長、北澤昇教育総務課長、角田義行学校教育課長、星野盾生涯学習課長、宮下昌文文化財保護課長、川田正樹スポーツ振興課長、鶴淵佳秀教育総務課長補佐

5 開会宣言（午前10時00分）

6 日程第1 会議録の承認

原案のとおり承認

7 日程第2 会期の決定

会期は、8月24日の一日と決定

8 日程第3 会議録署名委員の指名

教育長が飯田富美子委員を指名

9 日程第4 教育長報告

（教育長）

市内の学校は、明日、2学期の始業式を迎える。今のところ、大きな事故等の報告は受けていない。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちも思うように行動できなかったと思うが、それぞれ工夫して貴重な時間を過ごしてくれたものと思っている。

去年は、この場で夏季休業中の子供たちの活躍の様子ということで、国際交流事業や中体連県大会について報告させていただいたが、今年は、その他のイベントも含め全て中止となった。

(教育部長)

なし

(教育総務課長)

なし

10 会議の非公開

学校教育課報告の前に、学校教育課報告事項1 県費負担教職員の指導措置についてを、沼田市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、会議を非公開とすることについて教育長から発議され、同条第2項の規定により討論を行わないで可否の決定を諮り、全会一致で発議のとおり非公開と決定。

(学校教育課長)

- ・ 県費負担教職員の指導措置について

(生涯学習課長)

なし

(文化財保護課長)

- ・ 9月定例市議会付議予定事件について（旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例の制定について）

(中村委員)

第10条第1項第6号の「その他管理上支障があると認められるとき。」とは、どのような申請を想定しているのか。

(文化財保護課長)

建物が登録有形文化財であるため、建物に危害が及ぶおそれがある内容や立地場所が中心市街地であることから、大音量の催し等の申請を想定している。

(中村委員)

基本的には、第10条第1項第1号から第5号に該当しなければ許可するものと理解して良いか。

(文化財保護課長)

そのとおりである。

(飯田委員)

ホール等は、夜間の使用が可能と理解して良いか。

(文化財保護課長)

通常使用は午後5時までであるが、時間外使用として午後5時から午後10時まで使用することは可能である。

(平形委員)

時間外の使用について、使用料は午前及び午後の基本使用料の合計額の2倍となっているが、対応する職員の配置等は検討されているのか。

(文化財保護課長)

時間外の対応については、申請状況によりシルバー人材センターに委託をする予定である。

(スポーツ振興課長)

- ・(仮称)沼田市武道場新築工事(建築工事)に係る入札日程等について

(中村委員)

建築工事、機械設備工事、電気設備工事を別々に入札する理由は何なのか。

(スポーツ振興課長)

受注機会拡大のため、市の方針に従い業種ごとに分けている。

11 日程第5 議案第9号 沼田市文化財調査委員の委嘱について

議事の概要

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である沼田市文化財調査委員の委嘱について議決を求めるもの

文化財保護課長が議案書添付資料により説明

異議なく原案のとおり決定

12 閉会宣言(午前10時25分)